# **株式譲渡契約書**

●（以下「**売主**」という。）及び●（以下「**買主**」という。）は、売主が保有する●株式会社（以下「**対象会社**」という。）の株式の買主への譲渡に関し、●年●月●日（以下「**本契約締結日**」という。）付で、以下のとおり株式譲渡契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

1. **定義**

**第1.1条（定義）**

本契約において使用される各用語の意味は、**別紙1.1**に定めるところによる。

1. **株式譲渡**

**第2.1条（本株式譲渡）**

売主は、本契約の規定に従い、●年●月●日又は売主及び買主が別途合意する日（以下「**クロージング日**」という。）において、売主の保有する対象会社の普通株式●株（以下「**本株式**」という。）を買主に対し譲り渡し、買主は、本契約の規定に従い、売主から本株式を譲り受けるものとする（以下「**本株式譲渡**」という。）。

**第2.2条（本譲渡価額）**

売主及び買主は、本株式譲渡の対価（以下「**本譲渡価額**」という。）を●円（1株当たり●円）とすることに合意する。

1. **クロージング**

**第3.1条（クロージングの日時・場所）**

本株式譲渡は、クロージング日に、本契約当事者が別途合意する時間及び場所において、売主及び買主が第3.2条に定める行為を行うことにより実行されるものとする（以下「**クロージング**」という。）。

**第3.2条（クロージング）**

1. 売主は、本契約の規定に従い、クロージング日に、買主から本譲渡価額の全額の支払を受けることと引換えに、買主に対し、対象会社の株主名簿名義書換請求書（売主が記名押印済みのもの）を交付する。
2. 買主は、本契約の規定に従い、クロージング日に、売主から本株式の譲渡を受けること及び前項に定める対象会社の株主名簿名義書換請求書の交付を受けることと引換えに、本譲渡価額の全額を売主に対して支払う。
3. 前項に定める買主による売主に対する本譲渡価額の支払は、売主が別途指定する売主の銀行口座に振込送金する方法により行うものとし、振込手数料は買主が負担する。
4. **クロージングの前提条件**

**第4.1条（本株式譲渡の前提条件）**

1. 売主は、クロージング日において、以下の各号の事由が全て充足されていることを条件として、第3.2条第1項に規定する義務を履行する。なお、売主は、その任意の裁量により、かかる事由のいずれも放棄することができる。
2. クロージング日において、第5.2条第1項に定める買主の表明及び保証に違反がないこと。但し、当該違反により本取引（本契約において企図される取引を総称していう。以下本契約において同じ。）の実行又は対象会社の事業の遂行に重大な悪影響が生じない場合には、本号の前提条件は充足されたものとみなす。
3. クロージングまでに、買主に、本契約上の重要な義務についての重大な不履行又は違反が存しないこと。
4. 買主は、クロージング日において、以下の各号の事由が全て充足されていることを条件として、第3.2条第2項に定める義務を履行する。なお、買主は、その任意の裁量により、かかる事由のいずれも放棄することができる。
5. クロージング日において（但し、別途特定の日が明示されている場合には、当該日において）、第5.1条第1項に定める売主の表明及び保証に違反がないこと。但し、当該違反により本取引の実行又は対象会社の事業遂行に重大な悪影響が生じない場合には、本号の前提条件は充足されたものとみなす。
6. クロージングまでに、売主に、本契約上の重要な義務についての重大な不履行又は違反が存しないこと。
7. 対象会社の株主総会が、本株式譲渡を承認する旨の決議をしており、かかる株主総会議事録の写し（対象会社の代表取締役による原本認証が付されたもの）が買主に交付されていること。
8. **表明・保証**

**第5.1条（売主の表明及び保証）**

1. 売主は、買主に対し、本契約締結日及びクロージング日において、**別紙5.1**に記載された各事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。
2. 前項の規定にかかわらず、(i)買主が本締結日において認識しており、若しくは認識し得た事実若しくは事由、又は、(ii)本デュー・ディリジェンス（買主が対象会社の株式の取得に関し法務、会計、税務、ビジネスその他の観点から行った対象会社に対する一切の調査をいう。以下本契約において同じ。）において買主に対して直接若しくは間接に提供された情報（文書、口頭その他提供方法を問わない。）から認識し得た事実若しくは事由は、前項に定める売主の表明及び保証の違反を構成しないものとする。
3. 買主は、(i)自らが必要と認める、本デュー・ディリジェンス実施の機会が十分に与えられ、独自の調査を行ったこと、(ii)売主が、本契約に明示的に規定されている事項以外の事項に関しては何らの表明及び保証を行わないこと、並びに(iii)売主は、対象会社の財務実績に関する予想値又は将来予測（事業計画を含む。）に関する一切の表明及び保証を行わないことに異議なく同意している。

**第5.2条（買主の表明及び保証）**

1. 買主は、売主に対し、本契約締結日及びクロージング日において、**別紙5.2**に記載された各事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。
2. 第1項の規定にかかわらず、売主が本契約締結日において認識しており、又は認識し得た事実又は事由は、第1項に定める買主の表明及び保証の違反を構成しないものとする。
3. **誓約事項等**

**第6.1条（売主の誓約事項）**

1. 売主は、本契約締結日以降クロージングまでの間、対象会社をして、その事業を通常の業務運営の方法において営ませるものとする。但し、本契約において企図されている事項若しくは許容されている事項並びに別途売主及び買主が合意した上で行われる事項を除く。
2. 売主は、クロージング日の前日までに、対象会社の株主総会において本株式譲渡を承認させるものとする。
3. 売主は、本契約締結日からクロージング日までの間、買主から合理的に書面で要求された場合には、対象会社をして、対象会社の通常の営業時間内に、対象会社の業務に支障を生じさせない範囲で、買主及びそのアドバイザーに対し、対象会社の帳簿、記録、資料その他の情報又は役員へのアクセスを、売主又は売主の指定する者の立会いを条件として（但し、売主が別途承諾した場合を除く。）認めるよう、対象会社の株主として合理的に努力するものとする。但し、かかるアクセスが本株式譲渡の円滑な実行のために合理的に必要であること、及び、かかるアクセスを認めることが法令又は売主若しくは対象会社が負担する秘密保持義務に違反しないことを条件とする。

**第6.2条（従業員の雇用継続等）**

買主は、対象会社の従業員について、本人の意思に反しない限り、クロージング日後も、対象会社におけるクロージング日現在の水準を実質的に下回らない条件でその雇用を維持するものとする。

1. **補償**

**第7.1条（補償）**

1. 売主は、本契約に基づく売主の義務に違反し、又は第5.1条第1項に定める売主の表明及び保証に違反した場合、これによって買主が被った相当因果関係のある損害（但し、特別損害、間接損害、逸失利益、結果損害は含まれない。）を補償する。但し、かかる売主の補償義務は、(i)単一の事実に基づく請求（以下「**個別請求**」という。）に係る損害の額が●円以下の場合には全て免責されるものとし、(ii)かかる損害の額が●円を超える個別請求に係る損害の合計が●円以下の場合についても全て免責されるものとし、また、(iii)損害の額が●円を超える個別請求に係る損害の額の合計が●円を超過する場合に、その超過額に限り認められるものとする。また、売主の本契約に基づく補償額は、合計して本譲渡価額の●%を超えないものとし、これを超えた部分について、売主は補償義務を負わないものとする。
2. 買主は、本契約に基づく買主の義務に違反し、又は第5.2条第1項に定める買主の表明及び保証に違反した場合、これによって売主が被った相当因果関係のある損害を補償する。但し、かかる買主の補償義務は、(i)個別請求に係る損害の額が●円以下の場合には全て免責されるものとし、(ii)かかる損害の額が●円を超える個別請求に係る損害の合計が●円以下の場合についても全て免責されるものとし、また、(iii)損害の額が●円を超える個別請求に係る損害の額の合計が●円を超過する場合に、その超過額に限り認められるものとする。また、買主の本契約に基づく補償額は、合計して本譲渡価額の●%を超えないものとし、これを超えた部分について、買主は補償義務を負わないものとする。
3. いずれの当事者（なお、本条において、補償義務を負う当事者を「**補償当事者**」といい、補償を受ける当事者を「**被補償当事者**」という。）も、第1項又は第2項に基づく補償の請求をするに当たっては、クロージング日から6ヶ月後の応当日までに、相手方に対して書面により、損害、その発生原因及び損害額を特定し、かつ具体的な請求の根拠を示して請求しなければならないものとする。
4. 前各項の規定にもかかわらず、本契約に基づく補償当事者の義務違反又は第5.1条第1項若しくは第5.2条第2項に定める補償当事者の表明及び保証の違反によって被補償当事者に生じた損害に関して、①当該違反と同一の事象若しくは事由に関連して、被補償当事者が保険契約に基づく保険金又は第三者に対する損害賠償等により現に救済を受けた金額又は救済を受けることができると補償当事者が合理的に判断した金額、並びに、②当該損害により被補償当事者（買主の場合には対象会社を含む。）において税額を軽減する効果を受けると補償当事者が合理的に判断した場合の当該軽減額については、補償当事者は第1項又は第2項に定める補償義務を負わない。
5. 前項の規定に関して、被補償当事者は、まず保険金支払義務を負う保険会社又は損害賠償等の義務を負う第三者に対して責任の追及を行った上で、次いで補償当事者に対して第1項又は第2項に基づく補償請求を行うことを要する。仮に、補償当事者による第1項又は第2項に基づく補償の履行後に、被補償当事者が前項①又は②に定める救済若しくは税額の軽減を受けた場合には、被補償当事者は、当該救済又は税額の軽減の金額を補償当事者に対して支払うものとする。
6. 被補償当事者は、第1項又は第2項に基づく補償当事者の義務違反又は表明及び保証の違反に基づく補償の請求並びに前項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害を軽減するための措置を採らなければならないものとする。被補償当事者がかかる措置をとらないことにより拡大した損害については、補償当事者は、被補償当事者に対して第１項又は第２項に基づく補償の義務を負わないものとする。
7. いずれの当事者も、第三者からのクレーム、異議若しくは請求又は訴訟、仲裁その他の裁判上若しくは行政上の手続の申立て（以下「**第三者請求**」と総称する。）があった場合、これらに関する損害等の補償を第1項又は第2項に基づき請求するときには、(i)直ちに当該第三者請求の内容を（書面がある場合にはその写しとともに）補償当事者に対して書面により通知しなければならず、(ii)当該第三者との協議を行った場合その他第三者請求について進捗があった場合には、直ちに補償当事者にその内容を書面にて報告しなければならず、(iii)補償当事者に対して、その要請がある場合には、当該第三者との間の協議、交渉その他の手続に参加する機会を与えなければならず、かつ、(iv)補償当事者の事前の書面による承諾（但し、かかる同意は不合理に留保されないものとする。）なく、第三者請求につき和解又は請求の認諾をすることはできない。被補償当事者が、本項に定める事項のいずれかに違反した場合には、補償当事者は、当該第三者請求に関して第1項又は第2項に基づく責任を一切負わない。

**第7.2条（責任の制限）**

本契約に関連して売主及び買主に生じる損害等の相手方に対する請求は、本章に従ってのみ可能であり、本契約当事者は、本章に基づく補償の請求を除き、債務不履行責任、瑕疵担保責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、相手方に対して損害等その他の負担につき賠償、補償その他の請求をすることはできないものとする。

1. **解除**

**第8.1条（解除）**

* + 1. 売主は、以下の各号のうちいずれかの事由が発生した場合には、クロージング前に限り、買主に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

1. 第5.2条第1項に定める表明及び保証に、本取引の実行又は対象会社の事業遂行に重大な悪影響を及ぼす違反があった場合
2. 買主につき、本契約上の重要な義務について重大な不履行があった場合
3. 買主につき、支払の停止若しくは手形交換所の取引停止処分、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する法的倒産手続（以下「**法的倒産手続**」と総称する。）の開始の申立てがなされた場合
4. 買主の責に帰すべき事由により、●年●月●日までに、本株式譲渡が実行されなかった場合
   * 1. 買主は、以下の各号のうちいずれかの事由が発生した場合には、クロージング前に限り、売主に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
5. 売主開示書面に記載された事項を除き、第5.1条第1項に定める表明及び保証に、本取引の実行又は対象会社の事業遂行に関し重大な悪影響を及ぼす違反があった場合
6. 売主につき、本契約上の重要な義務について重大な不履行があった場合
7. 売主につき、支払の停止若しくは手形交換所の取引停止処分、又は法的倒産手続の開始の申立てがなされた場合
8. 売主の責に帰すべき事由により、●年●月●日までに、本株式譲渡が実行されなかった場合
   * 1. 本契約の解除は、本条に従ってのみ可能であり、本契約当事者は、本条に基づく場合を除き、債務不履行責任、瑕疵担保責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、本契約を解除できないものとする。
     2. 本契約が本条に基づき解除された場合であっても、第7章（補償）、本項及び第9章（その他の条項）の規定は引き続き効力を有するものとする。
9. **その他の条項**

**第9.1条（秘密保持義務）**

1. いずれの本契約当事者も、本契約締結日から3年間、(i)本取引の検討又は交渉に関連して他の当事者から開示を受けた情報（買主が対象会社から開示を受けた情報は、本デュー・ディリジェンスによるものを含め、買主が売主から開示を受けた情報とみなされるものとする。）、(ii)本契約の締結の事実並びに本契約の存在及び内容、並びに(iii)本取引の交渉の経緯に関する事実（以下「**秘密情報**」と総称する。）を、他の当事者（但し、(i)の情報については、当該情報を開示した当事者）の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本取引以外の目的で使用してはならない。但し、(x) いずれの本契約当事者も、自ら又は対象会社の役員及び従業員並びにその起用する弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、フィナンシャルアドバイザー及び投資銀行等の外部の専門家に対して、本取引のために、かつ、合理的に必要とされる範囲で秘密情報を開示することができるものとする（但し、開示を受ける第三者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担することを条件とする。）。また、いずれの本契約当事者も、法令等に基づき、政府、所轄官庁、規制当局（外国における同様の規制当局を含む。）、裁判所又は金融商品取引所により秘密情報の開示を義務付けられ又は要請される場合には、当該秘密情報を開示することができるものとする。なお、かかる場合、当該開示を義務付けられ又は要請される当事者は相手方当事者に対して速やかにかかる開示の内容を事前に通知しなければならないものとする。
2. 前項に定める義務は、以下の各号のいずれかに該当する情報であることを受領当事者が証明できるものには適用されない。
3. 開示を受けた時点において、既に公知の情報
4. 開示を受けた時点において受領当事者が適法に保有していた情報であって、その取得に際して秘密保持義務を負っていなかった情報
5. 開示を受けた後に、受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
6. 開示を受けた後に、受領当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
7. 受領当事者が独自に開発した情報
8. 開示当事者が書面により受領当事者による開示を承諾した情報

**第9.2条（公表）**

いずれの本契約当事者も、本取引に関して、内容、時期及び方法について相手方当事者と別途協議し事前に合意した場合を除き、プレスリリースその他の公表を行ってはならないものとする。但し、法令等の規定又は司法・行政機関の判断等により必要とされる場合において、予め他の当事者に書面で通知した上で合理的な範囲内で公表を行う場合はこの限りでないが、その場合であっても、可能な限り、本契約当事者間で公表の内容、時期及び方法について事前に協議するものとする。

**第9.3条（譲渡等の禁止）**

いずれの本契約当事者も、相手方当事者の事前の書面による同意なく、第三者に対し、本契約上の地位又はこれに基づく権利義務を譲渡その他の方法により処分してはならず、また承継させてはならない。

**第9.4条（通知）**

本契約に関連する本契約当事者の間の通知その他一切の連絡は、日本語により、下記名宛人宛てに、配達証明付郵便、又は電子メール送信のいずれかにより、書面を送付することで行うものとする。但し、売主及び買主は、本条に定める方法により相手方に対して通知することにより、宛先その他通知先に関する事項を変更することができる。なお、本条に基づく通知は、書面が各名宛人に到達した日（但し、到達日が銀行営業日でない場合には直後の営業日）にその効力を生じるものとする。

記

（売主）

住所： ●

宛先： ●

電話： ●

E-mail： ●

（買主）

住所： ●

宛先： ●

電話： ●

E-mail： ●

**第9.5条（完全合意）**

本契約は、本取引に関する本契約当事者間の完全なる合意を構成するものであり、本取引に関して本契約当事者の間で従前の交わされた一切の契約、合意その他の取決め（書面によると口頭によるとを問わない。）は、本契約締結日をもって全てその効力を失う。

**第9.6条（本契約の変更・権利の放棄）**

1. 本契約は、売主及び買主が書面により合意した場合にのみ変更又は修正することができる。
2. 本契約に基づく権利の放棄は、放棄する当事者が書面により行った場合にのみ行うことができる。本契約に基づく権利の不行使又は行使の遅滞は、当該権利を放棄したものと解されてはならない。

**第9.7条（分離可能性）**

本契約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本契約の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとする。

**第9.8条（費用負担）**

本契約当事者は、本契約に別途明確に定める場合を除き、本契約の締結及び履行に関連してそれぞれに発生する費用については、各自これを負担するものとする。

**第9.9条（準拠法・管轄）**

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第9.10条（誠実協議）**

本契約当事者は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則にのっとり、誠実に協議の上解決するものとする。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が、各1通を保有する。

●年●月●日

売主：●

●

買主： ●

●

代表取締役社長　●

**別紙1.1**

**定義**

(1) 「**株式等**」とは、株式及び新株予約権、新株予約権付社債、転換社債、オプション、株式関連証券その他株式を新たに取得できる一切の権利をいう。

(2) 「**許認可等**」とは、関連する法令等により要求される国、地方公共団体その他の司法・行政機関等による又はこれらに対する許可、認可、免許、承認、同意、免除、登録、届出、報告、申請その他これらに類する行為又は手続をいう。

(3) 「**契約等**」とは、契約、約束、取決めその他の合意（書面によるか口頭によるかを問わない。）を総称していう。

(4) 「**司法・行政機関等**」とは、裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁その他の司法機関・行政機関及び自主規制機関を総称していう。

(5) 「**反社会的勢力**」とは、とは、暴力団員等及び次の各号に該当する者を総称していう。

　　 (i) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

　 (ii) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

　 (iii) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

　 (iv) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

　 (v) 自ら又はその役員、従業員若しくは経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

　 (vi) 自ら又はその役員、従業員若しくは経営に実質的に関与している者において次の各号のいずれかに該当する行為を行うこと

　　　　　① 暴力的な要求行為

　　　　　② 法的な責任を超えた不当な要求行為

　　　　　③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

　　　　　④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他人の信用を毀損し、又は他人の業務を妨害する行為

　　　　　⑤ その他前各号に準ずる行為

(6) 「**負担等**」とは、第三者の所有権、地役権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権、留置権その他の担保権（譲渡担保及び所有権留保を含む。）、売買の予約、譲渡の約束若しくは譲渡の禁止、差押え、仮差押え、差止命令、仮処分、滞納処分その他一切の負担又は制約を意味する。

(7) 「**暴力団員等**」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者を総称していう。

(8) 「**法令等**」とは、法律、政令、通達、規則、命令、条例、ガイドライン、金融商品取引所その他の自主規制機関の規則その他の規制を総称していう。

(9)　本契約において、下記に掲げる各用語は、当該各用語の右側の欄に記載された条項で定義された意味を有するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| **定義された用語** | **定義されている条項** |
| 売主 | 前文 |
| 買主 | 前文 |
| 対象会社 | 前文 |
| 本契約締結日 | 前文 |
| 本契約 | 前文 |
| クロージング日 | 第2.1条 |
| 本株式 | 第2.1条 |
| 本株式譲渡 | 第2.1条 |
| 本譲渡価額 | 第2.2条 |
| クロージング | 第3.1条 |
| 本取引 | 第4.1条第1項第1号 |
| 本デュー・ディリジェンス | 第5.1条第2項 |
| 個別請求 | 第7.1条第1項 |
| 補償当事者 | 第7.1条第3項 |
| 被補償当事者 | 第7.1条第3項 |
| 第三者請求 | 第7.1条第7項 |
| 法的倒産手続 | 第8.1条第1項 |
| 秘密情報 | 第9.1条第1項 |
| 計算書類等 | 別紙5.1　2. (3) (i) |
| 直近計算書類 | 別紙5.1　2. (3) (i) |

以上

**別紙5.1**

**売主の表明保証**

**1. 売主に関する事項**

**(1)（権利能力）**

売主は、日本国に住居を有する意思能力及び行為能力に何らの制限のない自然人である。

**(2)（本契約の締結及び履行）**

売主は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するための必要な権限及び権能を有している。

**(3)（強制執行可能性）**

本契約は、売主により適法かつ有効に締結されており、かつ買主により適法かつ有効に締結された場合には、売主の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かつ、かかる義務は、その各条項に従い、売主に対して強制執行可能である。

**(4)（法令等との抵触の不存在）**

売主による本契約の締結及び履行は、売主に適用ある法令等に違反するものではない。

**(5)（許認可等の取得）**

売主は、本契約の締結及び履行に関して本契約の履行の前に必要とされる許認可等を全て取得又は履践済みであるか、又は売主につき、かかる許認可等は存在しない。

**(6)（株式に対する権利）**

売主は、本株式を全て適法かつ有効に保有しており、本株式全てにつき、株主名簿上かつ実質上の株主であり、売主以外の第三者に本株式の全部又は一部が帰属していない。本株式に関して負担等は存在せず、買主は、本株式譲渡により、本株式について一切の負担等が存しない完全な権利を取得する。売主と対象会社との間で株式等の発行又は付与に関する契約等は存在せず、売主と第三者との間で対象会社の株主としての権利（対象会社の株式の譲渡、保有、議決権の行使を含む。）に関する契約等は存在しない。

**(7)（反社会的勢力との関係の不存在）**

売主は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との関係は一切存在せず、かつ、今後反社会的勢力との関係を有することになる予定も一切存在せず、また反社会的勢力から何らの行為の強要も受けていない。

**(8)（売主の状態）**

売主について、破産手続開始又は民事再生手続開始その他類似の倒産手続開始の申立をしておらず、かつ、第三者によるかかる手続の申立もされていない。売主は、支払不能又は支払停止の状態にはなく、本契約の締結又は本契約上の義務を履行することによりこれらの状態に陥ることもない。

**2. 対象会社に関する事項**

**(1)（設立及び存続）**

対象会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有している。

**(2)（発行済株式総数等）**

対象会社の発行可能株式総数は●株、発行済株式総数は●株であり、その全てが適法かつ有効に発行され、全額払込済みの普通株式である。かかる発行済株式を除いて、対象会社が発行している株式等は存在せず、かつ、株式等の発行又は付与に関する決議又は契約等は存在しない。

**(3)（計算書類）**

売主は、買主に対して、●年●月●日に終了した事業年度に係る対象会社の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（以下「**計算書類等**」といい、上記事業年度に係る対象会社の計算書類等を「**直近計算書類**」という。）の写しを交付済みである。また、売主の知る限り、直近計算書類は、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に重要な点において従って作成されており、作成基準日時点に関する対象会社の資産及び負債の状況並びに該当期間に関する対象会社の損益の状況を重要な点において適正に示している。

**(4)（直近計算書類の作成基準日後の業務運営）**

売主の知る限り、対象会社は、直近計算書類の基準日後、その事業を従前遂行してきたところに従って継続して行っている。

**(5)（資産）**

売主の知る限り、対象会社は、対象会社の事業の遂行に重大な悪影響を及ぼさないものを除き、その事業を行うために必要不可欠な資産を全て所有し、又はかかる資産を適法に使用する権利を有していること。

**(6)（重要な契約）**

売主の知る限り、対象会社は、対象会社の事業の遂行に重大な悪影響を及ぼさないものを除き、その事業を行うために必要不可欠な契約を全て適法かつ有効に締結しており、かかる契約は、各契約当事者の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かつ、かかる義務は、当該契約の各条項に従い各契約当事者に対して執行可能である。売主の知る限り、かかる契約について、対象会社の事業の遂行に重大な悪影響を及ぼさないものを除き、対象会社又は相手方当事者による債務不履行事由は生じていない。

#### **(7)（租税）**

売主の知る限り、対象会社は、過去3年間所管の税務当局に対して適時必要な税務申告書を提出しており、納付期限の到来した対象会社が支払うべき法人税、住民税、事業税その他の租税について重大な未払いはない。

#### **(8)（法令遵守・許認可）**

売主の知る限り、対象会社は、適用のある法令を重要な点において遵守している。売主の知る限り、対象会社は、対象会社の事業を行うために必要とされる重要な許認可を全て、適用ある法令等の規定に従い適法かつ有効に取得している。

#### **(9)（訴訟手続）**

売主の知る限り、対象会社を被告とする訴訟は係属していない。

#### **(10)（反社会的勢力との関係の不存在）**

売主の知る限り、対象会社は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がない。

以上

**別紙5.2**

**買主の表明保証**

**(1)（設立及び存続）**

買主は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有している。

**(2)（本契約の締結及び履行）**

買主は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有している。買主による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、買主は、本契約の締結及び履行に関し、法令等又は買主の定款その他内部規則において必要とされる手続を全て適法に履践している。

**(3)（強制執行可能性）**

本契約は、買主により適法かつ有効に締結されており、かつ売主により適法かつ有効に締結された場合には、買主の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かつ、かかる義務は、本契約の各条項に従い、買主に対して強制執行可能である。

**(4)（法令等との抵触の不存在）**

買主による本契約の締結及び履行は、(i)買主に適用ある法令等に違反するものではなく、かつ、(ii)買主の定款その他内部規則に違反するものではない。

**(5)（許認可等の取得）**

買主は、本契約の締結及び履行に関して本契約の履行の前に必要とされる許認可等を全て取得又は履践済みであるか、又は買主につき、かかる許認可等は存しない。

**(6)（資力）**

買主は、本譲渡価額及び本契約に基づいて買主が支払うべきその他の金額を支払うための十分な資力を有している。

**(7)（反社会的勢力との関係の不存在）**

買主は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との関係は一切存在せず、かつ、今後反社会的勢力との関係を有することになる予定も一切存在せず、また反社会的勢力から何らの行為の強要も受けていない。

**(8)（買主の状態）**

買主について、破産手続開始又は民事再生手続開始その他類似の倒産手続開始の申立をしておらず、かつ、第三者によるかかる手続の申立もされていない。買主は、支払不能又は支払停止の状態にはなく、本契約の締結又は本契約上の義務を履行することによりこれらの状態に陥ることもない。

以上